

令和2年6月4日

保護者の皆様

学校法人埼玉医科大学
理事長 丸木 清之
埼玉医科大学
学 長 別所 正美

新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について

平素より、本学の教育ならびに運営に対しましては格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、5月25日に新型コロナウイルス感染の拡大に対する緊急事態宣言が全国一律解除され、各都道府県から、学校の再開や経済活動の段階的な制限解除に向けた方針等が示されましたことは御高承のとおりです。

埼玉医科大学では、本年2月28日より、法人全体の情報共有と統一的な対応を図ることを目的に、理事長を本部長とする新型コロナウイルス危機管理対策本部を設置しその対応にあたって参りました。具体的には、感染リスクを考慮し、苦渋の決断ではありましたが、令和元年度卒業式および令和2年度入学式を中止するなど、学事にかかわる集合によるリスクを回避することとし、その延長上で、各学部・学科の授業の運営の方法を遠隔による講義等の活用により、対策を講じてきたところです。

本学は、学生ならびに教職員の健康と生命を守ることを最優先と考え、緊急事態宣言解除後も、当面危機管理対策本部を存続させ今後も起こりうる感染拡大の第2波・第3波のリスクへの対応に万全を期すことといたしました。

授業に関しては、新学期開始から登校できない状況が続き、遠隔授業（オンライン授業）等を行ってきましたが、緊急事態宣言の解除を受け、6月より安全対策を十分に講じた上で、学部・学科の方針に基づき、分散登校等による段階的、部分的な学校再開といたしました。病院実習に関しては、6月下旬を目途に、病院の状況に応じて段階的、部分的に開始する計画としております。授業の詳細は、各学部・学科でその都度、学生へ通知いたしておりますが今後感染が再び拡大するなど状況によっては、変更の可能性もあります。保護者の皆様におかれましては、引き続き、学生の皆さんの学修に対する更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本学では新型コロナウイルス感染症の影響による経済的緊急支援策として、遠隔授業の実施に伴う経費負担や学生のアルバイト収入減に対し、全学生を対象に一律5万円の修学支援金の支給を決定いたしました。なお、修学支援関係につきましては、各学部「修学支援総合相談窓口」を設置いたしました。修学支援に限らず何かお困りのことがありましたらお気軽にご相談いただきたいと思います。

引き続き、全ての学生・教職員が安心して安全に過ごせるよう万全の対策をとって参りますので、本学の教育へのご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げますとともに、保護者の皆様のご健勝を心からご祈念申しあげ、本学からのご連絡とさせていただきます。

以上